

# サッカーにおけるプロとアマチュアの区分とその 判断基準（2・完）

——サッカー選手の地位をめぐる FIFA の  
紛争解決機関（DRC）の裁定とスポーツ仲裁裁判所  
（CAS）の仲裁判断の分析を中心として——

杉原周治

1. はじめに
2. FIFA のレギュレーションに基づくプロとアマチュアの区分  
（以上、外国語学部紀要（地域研究・国際学編）55号）
3. プロ選手の要件としての「書面による契約」および「報酬」の基準
  - 3.1 「書面による契約」の基準の内容
  - 3.2 「報酬」の基準の内容
4. むすびにかえて（以上、本号）

## 3. プロ選手の要件としての「書面による契約」および「報酬」の基準

上述のように、RSTP 第2条によればサッカーにおけるプロ選手の要件は書面による契約および報酬であるが、この二つの要件の内容が、しばしば DRC および CAS の判例において争われてきた。

### 3.1 「書面による契約」の基準の内容

プロ選手の要件としての「書面による契約」をめぐる論点は多岐にわたるが、ここでは、とりわけ①署名のない契約、②約定損害賠償条項等を含む契約、③契約期間の短い契約、④複数の書面による契約、⑤契約書のプロ／アマチュアの名称や表示の拘束力、⑥「第三のカテゴリー」に属する選手の契約、を取り上げることにしたい。

(1) 自筆の署名のない契約書は有効な雇用契約書とはみなされないとした  
CASの2014年3月31日の仲裁判断

第一に、口頭による契約や署名のない契約を締結した選手がプロ選手とみなされるか否かが問題となる。このうち、前者の口頭による契約につき、FIFAは従来から「クラブと選手の間での口頭による合意は、それが国内の労働法によって許容されるか、またはそれに準拠している可能性はあるとしても、RSTP第2条2項にいう諸条件の義務的性格に合致しない<sup>36)</sup>」とし、口頭による合意は「書面による契約」とはみなされないという立場を採っている。さらに、後者の署名のない契約についても、CASは2014年3月31日の仲裁判断<sup>37)</sup>において、上述のFIFAの立場を踏まえて、このような契約はRSTP第2条にいう書面による契約とはみなされないと判示している。

(a) 事件の概要

本件で、コンゴ民主共和国のキンシャサ (Kinshasa) 出身で1987年1月2日生まれのアラン・カツイトウカ・ディオコ (Alain Kaluyituka Dioko) は、同国のルブンバシ (Lubumbashi) に拠点を置くプロクラブであるトゥ・ピゾン・マゼンベ (Tout Puissant Mazembe、以下「TP マゼンベ」と呼ぶ) に所属していた。その後ディオコは、2011年7月1日に、カタール (ドーハ) のプロクラブであるアル・アハリ SC (Al Ahli SC) と契約期間を3年 (2014年6月30日まで) とする有期雇用契約を締結した。その際、カタールサッカー協会 (Qatar Football Association (QFA)) は、ディオコをアル・アハリ SC に選手登録するために同年7月27日にディオコの ITC を要請したが、コンゴ民主共和国サッカー協会 (Fédération Congolaise de Football Association (FECOFA)) は、ディオコははまだ TP マゼンベとの契約下にあると述べてこの ITC の要請を拒否した。これに対して、QFA はアル・アハリ SC におけるディオコの仮登録 (provisional registration) を FIFA に要請し、FIFA もディオコの ITC の拒否の立証を FECOFA に求めた。しかしなが

---

36) FIFA Commentary on the RSTP (Edition 2007), p. 11.

37) CAS 2013/A/3207 *Tout Puissant Mazembe v. Alain Kaluyituka Dioko & Al Ahli SC*, Award of 31 March 2014.

ら、FECOFA が TP マゼンベとディオコは2009年2月2日に雇用契約を結んでおり、同契約は2014年2月まで有効であると FIFA に回答したため、QFA は、アル・アハリ SC とディオコが締結した雇用契約が有効であることの確認と、QFA に対するディオコの仮登録の権限の付与を PSC の単独判事に要請した。

これを受けて、PSC の単独判事は、2011年9月6日の裁定において QFA の請求を認める決定を下した。同裁定に対して、TP マゼンベは、①ディオコとアル・アハリ SC が、ディオコが TP マゼンベと締結した契約の解除を TP マゼンベに通知することなく、また両クラブの間で移籍契約を締結することなく、新たな雇用契約を締結したことの違法性、また、②5,000,000ユーロの賠償金の支払、③最低4ヶ月間のディオコのサスペンション、④アル・アハリ SC の2度の登録期間（two consecutive registration periods）における新たな選手の獲得禁止を DRC に申し立てた。このうち、②の賠償金の金額の根拠は、ベルギーのクラブである RSC アンデルレヒト（Royal Sporting Club Anderlecht SA）が TP マゼンベにディオコの移籍のオファーをした際に提示した金額と一致するという。

この主張に対して、DRC は、2012年12月18日の裁定において、①契約違反による損害賠償請求の根拠となる「書面による雇用契約」の存在の立証責任は TP マゼンベが負う。②ディオコは TP マゼンベとの書面による雇用契約に署名したことはなく、また、TP マゼンベが提出した契約書の写しにある署名は偽造されたものであった。③ TP マゼンベは雇用契約書の原本を DRC に提出することができなかった。④ TP マゼンベが当該契約書の写しのみを提出したという事実は当該契約関係の存在を立証するには不十分であるとして、結論として TP マゼンベの請求を棄却した。そのため TP マゼンベは CAS に提訴した。

#### (b) CAS の仲裁判断

CAS は、2014年3月31日の仲裁判断において、TP マゼンベはディオコとの間で実際に雇用契約を締結したことを立証できず、それゆえ自己の立証責任を果たさなかったとして、結論として TP マゼンベの請求を棄却した。その際、自筆の署名のない契約が「書面による契約」とみなされるか否かの問題につき、以下のように述べる。

第一次的に、CASの本パネルは、RSTP第2条にいう書面による契約および「プロ選手」の定義は厳格に解釈されなければならないとする。すなわち、CASは、前述した「クラブと選手の間での口頭による合意は、それが国内の労働法によって許容されるか、またはそれに準拠している可能性はあるとしても、RSTP第2条2項にいう諸条件の義務的性格に合致しない」と述べるFIFAのRSTPに関する注釈書を引用したうえで、プロサッカーにおける契約の安定性および法的確実性のために、RSTP第2条2項の重要性を強調する。加えて、CASの本パネルは、確かにRSTPは「書面による(契約)」という文言を定義しているわけではないが、スイス法およびCASの先例(CAS/A/1521, at 19)に従えば、当該契約に当事者間の自筆の署名があれば同規定にいう「書面による」契約とみなされる、と解する。

しかしながら、本パネルは、本件においてTPマゼンベが雇用契約書の原本を提出することが出来なかったという事実、およびディオコが同契約書にある署名を彼自身のものでないと主張している事実を特に重視し、この状況下においてはTPマゼンベにはディオコとの間で締結された有効な雇用契約の存在を裏付ける説得力ある証拠の提出が求められるが、同クラブが提出した資料からはどれもディオコが実際に雇用契約書に署名したことを裏付けることができない、と判示した。

## (2) 約定損害賠償条項およびサッカー以外の活動の制限を含む契約をプロ契約とみなしたCASの2016年2月17日の仲裁判断

第二に、選手とクラブが締結した書面による契約のなかに、約定損害賠償条項(liquidated damages clause)または選手のサッカー以外のスポーツ活動や労働を制約する条項が設定されていた場合に、このような契約がRSTP第2条にいうプロ契約とみなされるのかが問題となる。この問題は、実際にCASの2016年2月17日の仲裁判断<sup>38)</sup>に関する事件において争われた。

---

38) CAS 2015/A/4148 & 4149 & 4150 *Sheffield Wednesday FC v. Louletano Desportos Clube & Internacional Clube de Almancil & Associação Académica de Coimbra*, Award of 17 February 2016.

## (a) 事件の概要

本件で、ポルトガル国籍を有する1994年生まれの選手Rは、ポルトガルサッカー協会（Federação Portuguesa de Futebol (FPF)）が発行した選手証によれば、以下のクラブに登録されていた。

クラブ	国	登録期間
アソシアソン・アカデミカ・デ・コインブラ (Associação Académica de Coimbra)	ポルトガル	2009年8月24日から2009年10月28日まで
ロウレターノ・デスポルツ・クルーベ (Louletano Desportos Clube)	ポルトガル	2009年10月28日から2010年8月3日まで
インテルナシオナル・クルーベ・デ・アルマンシル (Internacional Clube de Almacil)	ポルトガル	2010年8月4日から2011年6月30日まで
FC ポルト (FC Porto SAD)	ポルトガル	2011年7月21日から2013年6月30日まで
シェフィールド・ウェンズデイ FC (Sheffield Wednesday FC)	イングランド	2013年8月6日～

この選手証に基づきアソシアソン、ロウレターノ、インテルナシオナルの三クラブ（被申立人）は、2013年10月25日に、当該選手証によればRはシェフィールド（申立人）に登録されるまでアマチュア選手であることが確認されると主張して、シェフィールドに対して、それぞれ13,561.64ユーロ、57,534.25ユーロ、68,013.70ユーロのトレーニングコンペンセーションを請求した。これに対して、シェフィールドは、①RはFCポルトにプロ選手として登録されていた。②Rは、FCポルトと二つの書面による契約を締結した。③FCポルトは、Rに対して月額450ユーロの報酬に加え、住居費、交通費、用具代、食事代、教育費なども支払っていた。④二つの契約書のうちの一方（「Sports Training Agreement」）は、第6条において「契約期間中、研修生（Trainee）は、クラブの事前の同意なしに他のスポーツ活動に従事すること、または彼が拘束されているスポーツ活動と両立しない労働もしくは起業活動に従事することは許されない」と定め、さらに第9条において「研修生が故意または過失により本契約に違反した場合には、当該研修生はクラブに対して、約定損害賠償として1,500,000ユーロを支払うものとする」と定めていた、などと主張してトレー

ニングコンペンセーションの支払を拒否した。しかしながら、DRC が被申立人の請求を認めたため、シェフィールドは CAS に提訴した。

(b) CAS の仲裁判断

CAS は、2016年2月17日の仲裁判断において、本件において R は FC ポルトとプロ契約を締結したとみることができると解して、結論として DRC の裁定を破棄し、シェフィールドにトレーニングコンペンセーションの支払義務は生じないと判示した。その理由につき、CAS は以下のように述べる。

本件で「R が当該契約書に署名した瞬間から、同選手はクラブに対してサービスを提供することに同意した。〔この契約によれば〕一方で FC ポルトが支配的立場にあり、他方で R が従属的立場にあることは明らかである。〔すなわち〕 R は、クラブの事前の同意なしに『他のスポーツ活動』または『労働もしくは起業活動』に従事しないことを約束した。この種の制約は、明らかに選手のアマチュアとしての地位と相容れない。このことは、さらに、『故意または過失により本契約に違反』した場合に R が 1,500,000 ユーロの制裁金を支払うことになっていたことからより明らかとなる。類似の制約は、R と被申立人の間の関係には存在しなかったものである。「本件では、〔確かに〕 R はそのように行動した場合にスポーツ制裁を科されると脅されていたわけではないが、プロ選手が署名した契約の中で遭遇する条項に類似した重い金銭的制裁を科されると脅されていた。したがって、この条項は、R がシェフィールドとのプロ契約に署名する以前に既に FC ポルトとのプロ契約に署名していたという〔本パネルの〕単独仲裁人の結論を決定的に支援するものである」。

(3) 契約期間の短い契約もプロ契約とみなされるとした CAS の 2007年5月24日の仲裁判断

第三に、クラブと選手が締結した契約の有効期間が短い場合に当該契約が RSTP 第 2 条の要件を満たすか否かが問題となる。この問題につき CAS は、

2007年5月24日の仲裁判断<sup>39)</sup>において、結論としてこのような有効期間は選手の地位の判断にとって重要でないと判示している<sup>40)</sup>。

(a) 事件の概要

本件で、1984年生まれのフランス人のサッカー選手Mは、フランスサッカー協会（Fédération Française de Football (FFF)）に加盟するアマチュアクラブであるトリニテ（Trinité Sports FC）に1992/1993年シーズンから1999/2000年シーズンまで、および2004/2005年シーズンをアマチュア選手として登録されていた。その後、2005年3月30日にMは、スウェーデンサッカー協会（Swedish Football Federation (SFF)）に加盟するプロクラブであるノルショーピン（IFK Norrköping）と、契約期間を2005年4月1日から同年9月15日までとする雇用契約を締結した。同契約によれば、Mは月給18,000クローナ（約2,000ユーロ）と出来高に応じたボーナスを受け取るとされていた。その当時、ノルショーピンは「Category 3」に、トリニテは「Category 4」に属していた。ただし、同雇用契約の第14条は「本契約は、ノルショーピンとMの移籍元クラブが当該移籍に関して合意に達した場合にのみ有効となる」と規定し、さらに同18条は、ノルショーピンは「2005年6月30日以降、本契約を一方的に解除する権利」を有すると規定されていた。

その後、2005年4月13日に、SFFを介したノルショーピンによる要請を受けてFFFはMのITCを発行し、同日にSFFはMの登録を行った。しかしながら、ノルショーピンは、2005年6月17日に、「ノルショーピンは、本契約書の第18条に基づき、2005年3月30日付の本契約を解除する。選手Mは、この同意の意味を十分に認識しているものとする」と書かれた文書によってMに対して本契約の解除を通知し、Mは同解除通知書に署名した。ただしMは、その後も、ドイツのサッカークラブであるSVエルフェアスベルク（SV Elversberg）への移籍のためにドイツサッカー協会を受取人としてSFFがMのITCを発行

---

39) CAS 2006/A/1189 *IFK Norrköping v. Trinité Sports FC & Fédération Française de Football (FFF)*, Award of 24 May 2007.

40) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 3), S. 368.

した2006年2月13日まで、ノルショーピンに登録されていた。もっともその間、つまり2005年6月17日から2006年2月13日まで、Mが実際にどこでプレーしていたかに関する決定的な証拠は存在せず、ノルショーピンはMがフランスに帰国しトリニテでプレーしていたと主張したが、トリニテとFFFはこの主張を否定している。

こうしたなかトリニテは、2005年8月22日に、Mはノルショーピンと初めてのプロ契約を締結したと主張して総額60,000ユーロのトレーニングコンペンセーションを請求した。これに対してDRCは、2006年8月25日に、トリニテの主張を支持し、ノルショーピンに60,000ユーロのトレーニングコンペンセーションの支払を命じる決定を下した。これに対してノルショーピンは、①そもそもMの移籍に関してノルショーピンとトリニテとの間の同意が存在していないのであるから、本雇用契約は効力を有しておらず、それゆえトリニテに対してトレーニングコンペンセーションを支払う必要はない。②Mはトリニテから報酬を受け取っていたのであるから、当時既にノンアマチュアの地位にあったといえる。③Mとノルショーピンの間の契約期間および同クラブでの登録期間が極端に短かったうえ、同契約の満了後すぐにトリニテに復帰したため、トレーニングコンペンセーションの支払義務は発生しない。④たとえトレーニングコンペンセーションの支払義務が生じたとしても、その金額は60,000ユーロを大きく下回るべきである、などと主張してCASに提訴した。

#### (b) CASの仲裁判断

CASは、2007年5月24日の仲裁判断において、結論としてノルショーピンの訴えを棄却し、同クラブに60,000ユーロおよび年5%の利息を支払うよう命じた。その理由につき、CASは、ノルショーピンの上記主張のうち①、②および④の主張は認められないとしたうえで、③の主張についても以下のように述べてこれを否定している。

すなわち、CASによれば、ノルショーピンはMが同クラブに登録されていた期間があまりに短かったと主張するが、「選手がノンアマチュアとして初めての〔プロ〕契約に署名した場合、トレーニングコンペンセーションは、当該



選手のトレーニングおよび教育に関与したクラブに支払われなければならない」と規定する2001年RSTPの第14条に従えば、トレーニングコンペンセーションの発生要件は初めてのプロ契約の締結のみとされており、また、「FIFAのレギュレーションは、雇用するクラブと雇用される選手間の契約関係の最低契約期間（minimum length）を規定していない」とした。加えてCASは、「それゆえ、主張されたMのトリニテへの復帰は、（説得力ある証拠によって支持もされていないうえ）法的に重要ではない」と判示している。

(4) 選手の地位に関する複数の契約が存在する事案とDRCの2008年7月3日の裁定

第四に、日付および内容の異なる書面による複数の契約書が存在する場合、とりわけ一方の契約書には報酬の規定がなく他方の契約書には報酬の規定がある場合に、どちらの契約書が有効とみなされるのが問題となる。この点につき、DRCは、2008年7月3日の裁定<sup>41)</sup>において、「新契約は旧契約に優位する」という原則、および実際に当該選手が報酬を受けていたか否かの事実を照らして判断すべきであると判示する<sup>42)</sup>。

(a) 事件の概要

R国のクラブS（WFC S）に所属し、R国のU-19女子ナショナルチームのメンバーでもある女子サッカー選手Dは、2006年12月に、U国のクラブI（FC I）の副会長から2007年シーズン終了までを期限とするオファーを受け、いくつかの書類に署名し、クラブIに移籍した。ただしDは、自身が英語を習得していないことから、上記契約の内容については副会長との口頭での合意に依拠していた。

2007年シーズンの終了後、DはクラブIとの雇用関係が終了したと考えて

41) DRC 3 July 2008, no. 78228; DRC 3 July 2008, no. 78229.

42) なお、本裁定においてDRCは、選手の地位の判断に際しては、RSTP第2条にいう判断基準に加えて、移籍先クラブが移籍元クラブに対して移籍補償金を支払ったか否かも判断基準となると判示している。See Frans de Weger, *supra* note 8, p. 349.

いたが、クラブ I は D に 2008 年のプレシーズン・トレーニング (pre-season training) についての報告を求めた。これに対して D は、自身が契約書の写しを有していなかったことから、契約期間満了日を確認するためにクラブ I に同契約書の写しの提出を求めたが、同写しには契約期間満了日は 2009 年 10 月末と記載されていた。そこで D は、U 国のサッカー協会に公式な契約書の写しの提出を求めたところ、D が受け取った 2007 年 10 月 27 日付けの「標準契約書」(the standard contract) の写しには、契約期間が 2008 年 4 月から 2009 年 10 月までとされているだけでなく、同契約は二年ではなく三年間有効となっているなどの矛盾した記載もなされていた。これに対して D は、同契約書という契約期間は副会長との間で交わした「口頭での合意」の内容と一致せず、それを認識したうえでクラブ I が D に署名させたと考え、この「口頭での合意」に基づき両者の契約関係は 2007 年末で終了したという事実の確認を求めて DRC に不服申立てをした。それに加えて D は、仮に DRC により「標準契約書」が 2009 年 10 月 31 日まで有効とみなされた場合に、同選手のクラブ I における選手の地位、すなわちアマチュアであったのかプロであったのかを決定するよう要求した。その際 D は、「標準契約書」に従えば D にはいかなる報酬も受けないとされていること、また、同契約書には「プロ選手のための標準契約書」(„Standard Contract for Professional Players“) というタイトルが付されていたがこのことは D のプロ選手としての地位を決定付けるものではないことを強調した。

以上の D の主張に対して、クラブ I は、D はクラブ I にプロ選手として登録されていたこと、また、同選手は当該雇用契約に 2009 年 10 月 31 日まで拘束されることは明らかである、と主張した。すなわち、クラブ I によれば、① D は、2006 年 12 月にクラブ S からクラブ I にプロ選手として、すなわち移籍補償金が支払われて移籍した。②両当事者は、2006 年 12 月 27 日付けの「U サッカー協会標準プロフェッショナル契約書」(the U Soccer Federation standard professional contract) を締結したが、同契約書には有効期間が三シーズン、すなわち 2009 年 10 月 31 日までと規定されていた。③ U サッカー協会は加盟クラブに対して報酬に関する情報提供を要求していないため、クラブ I は当該契約の写しを、報酬の情報を黒く塗りつぶしたうえで提出した。④この契約書に加

えて、両当事者は2006年8月25日付けの「選手契約書」(the player contract) という別の契約書を締結しているが、それによればDは、基本給だけでなく、R国からU国への航空券、U国での滞在費、およびパフォーマンス・ボーナスを得る権利を有するとあった。⑤クラブIは、2007年シーズンの終了後、Dの同シーズンでの活躍を反映して、Dに新たな契約のオファーをした。しかしながらDが同契約に署名しなかったため、既存の契約書が効力を有したままとなっていた。⑥Dは2007年11月以降一度もクラブIと連絡をとらなかったが、このことは、R国のあるクラブがDをそそのかして契約違反をさせたことを示唆している、という。

(b) DRC の裁定

DRCは、2008年7月3日の裁定において、DはクラブIにプロ選手として登録されたとみなされ、また、2006年12月27日付けの「Uサッカー協会標準プロフェッショナル契約書」は有効かつ法的に拘束力を有する契約とみなされるため、Dは契約上クラブIに2009年10月31日まで拘束されると判示して、結論としてDの請求を棄却した。

その理由につき、DRCは、①「新契約は旧契約に優位する」という法の一般原則に基づき、2006年12月27日付けの「Uサッカー協会標準プロフェッショナル契約書」は2006年8月25日付けの「選手契約書」に優位することになるため、本件では前者がUサッカー協会に公式に登録された契約書となる。②2007年10月27日付けの「標準契約書」に関して言えば、確かに同契約書には報酬の支払に関してなら規定していなかったが、D自身がクラブIから報酬を受けたことを認めているという事実は考慮されなければならない、それゆえ本件では報酬について規定を設けていた「Uサッカー協会標準プロフェッショナル契約書」が適用されなければならない。③Dは、2007年におけるクラブIからの報酬が12,700ドルであること、その支払は2007年4月1日から開始されたことを認めている。そしてこの金額は、サッカー活動の対価として実際に被る費用を上回る金額であり、それゆえRSTP第2条に基づきDはプロ選手であったとみなされる。以上に加えて、④アマチュア選手であれば契約上クラ

ブの拘束を受けないため移籍に対して移籍補償金が発生することはないが、本件においてクラブ I は D の移籍のために移籍元クラブであるクラブ S に対して移籍金を支払っていることも D がプロ選手として登録されていたことを裏付けるものである、などと述べた。

(5) 契約の法的性格やプロ/アマチュアの名称は選手の地位の判断基準とはならないとした DRC の2014年1月17日の裁定

第五に、選手がクラブと書面による契約を締結した際に、その契約の名称やプロ/アマチュアの表示が選手の地位の判断基準となりうるか否かが問題となる。この点につき、DRC は、例えば2014年1月17日の裁定<sup>43)</sup>において、選手の地位の判断にとって契約の法的性格や名称は重要ではない、と判示している。

(a) 事件の概要

1992年5月3日生まれの選手 D は、2001年1月24日から2005年9月25日まで P 国サッカー協会に所属するクラブ V (category IV) にアマチュア選手として登録されていた。P 国サッカー協会によれば、その後も D は、2005年9月26日から2006年8月31日までと2007年8月29日から2008年9月30日までは P 国のクラブ D に、2008年10月1日から2009年11月5日までは P 国のクラブ B に、2009年11月6日から2012年1月18日までは同じく P 国のクラブ A にアマチュア選手として登録されていた。その間の2012年1月9日に、D は L 国のクラブ G (category III) と、期限を2012年1月から2012年5月までとする契約を締結したが、同契約書の第1条は同契約は雇用契約ではないと規定していた。実際に L 国サッカー協会によれば、D は、2012年2月13日にクラブ G にアマチュア選手として登録されたという。また、同契約書の第3条によれば、クラブ G は、D に対して、被った費用 (“frais encourus”) の対価として月額300ユーロを支払うだけでなく、各試合にスターターとして出場した場合には90ユーロ、国内のリーグ戦やカップ戦の出場登録メンバーとなった場合に

---

43) DRC 17 January 2014, no. 01141545a.

は45ユーロを支払うものとされていた。この移籍を受けて、クラブVは、2012年6月4日に、DはクラブGにおいて初めてプロ選手として登録されたと主張して、総額19,095.89ユーロのトレーニングコンペンセーションをクラブGに請求した。

これに対して、クラブGは本契約は雇用契約とはみなされえないとしてクラブVの請求を拒否した。その理由につき、クラブGは、①本契約の有効期間は2012年1月から同年5月までの5ヶ月間のみであった。②クラブGはDの実際のサッカー活動に関連した費用のみを支払ったにすぎないため、本契約に基づきDに支払われるべき金額は給与とはみなされえない。具体的には、DはクラブGのトレーニング施設までの往復50キロの距離を週に4回（月800キロ）通っていたが、クラブGはその交通費である総額300ユーロ（0.375EUR/km）を支払っていたにすぎない。③それとは別にクラブGがDに支払っていた45ユーロおよび90ユーロのボーナスも、その内実は試合毎の交通費であった。④DはP国でプロ契約のオファーを受けなかったため、サッカー以外の職業を探すためにL国にやって来た。⑤クラブVはDに対してプロ契約のオファーをしなかったため、「移籍元クラブが当該選手に契約のオファーをしなかった場合にはトレーニングコンペンセーションは発生しない」と規定するRSTP附則4第6条3項に基づき、本件でもトレーニングコンペンセーションは発生しない。⑥Dは2012年6月にクラブGから同クラブよりも下位ディビジョンに所属するクラブMに移籍したうえ、DがクラブGに所属していた6ヶ月間で一度も同クラブのファーストチームでプレーしなかった、と主張した。

#### (b) DRC の裁定

DRCは、2014年1月17日の裁定において、結論としてクラブVの請求を認め、クラブGに対して19,095.89ユーロのトレーニングコンペンセーションおよび年5%の利息の支払を命じた。その際、DRCは、とりわけ本契約に基づくDの地位につき、①Dにはサッカー活動の対価として実際にDが被った費用を上回る報酬が支払われた。②CASの判例（CAS 2006/A/1177）が認めているように、選手の地位の確定にとって決定的な要素となるのは選手の報酬であっ

て、契約の法的性質や名称は重要ではない。③サッカー協会による当該選手の地位の区分は、同選手の地位を決定する決定的な要素とはならない。④DはクラブGと書面による契約を締結したと述べ、RSTP第2条2項に照らしてDはクラブGにプロ選手として登録されていたと判断した。

#### (6) 「第三のカテゴリー」に区分された選手の契約とDRCの判例

クラブと選手の間では、プロ契約またはアマチュア契約以外に、しばしば「奨学生契約」や「ノンプロ契約」といった契約が締結されることがある。具体的には、例えばイングランドでは「奨学生」(scholar)、フランスでは「プロ候補生」(aspirant)や「研修生」(stagiaire)、イタリアでは「giovani di serie」、ドイツでは「契約アマチュア選手」(Vertragsamateure)、オーストリアでは「若手選手」(Nachwuchsspieler)といった選手のカテゴリーが設けられ、実際にこれらの選手と契約締結がなされている<sup>44)</sup>。確かに、RSTPでは選手はプロ(ノンアマチュア)とアマチュアに区分されており、FIFAやCASは前述(本稿2.2を参照)のように従来から「第三のカテゴリー」の存在を否定してきた。しかしながら、実際に「第三のカテゴリー」に属する選手として契約締結がなされた場合、当該契約はプロ契約あるいはアマチュア契約のどちらの契約とみなされるのが問題となる。この問題は、従来からとりわけDRCにおいて争われてきた。

この点につき、DRCは、初期の判例、すなわち2004年7月22日の裁定<sup>45)</sup>において、当時15歳だった選手ZとクラブBが締結した「ノンプロフェッショナル(non-professional)」契約につき、①本件に関係したすべての当事者が本契約は雇用契約とはみなされえないことに同意している。②Zにオファーされた報酬は、明らかにZがサッカー活動を介して被った実際の費用を上回るものではなかった。③「ノンプロフェッショナル」という名称は、両当事者がこれ

---

44) FIFA Commentary on the RSTP (Edition 2021), p. 20; J. Mitterecker, Der Transfermarkt am Beispiel des nationalen und internationalen Profi- und Amateurfußballs, in: M. König/J. Mitterecker (Hrsg.), Praxishandbuch des österreichischen Sportrechts, Wien 2022, Kapitel 9 S. 261.

45) DRC 22 July 2004, no. 74557.

を雇用契約とはみなさなかつたことを示しており、それゆえ本契約は、ZがアマチュアのレベルでクラブBに参加することに両当事者が合意したことを記した書面による記録であると考えられる。④アマチュアに関しては書面による契約を締結することは通常ではない。⑤雇用契約を締結するために十分な年齢に達していない選手はアマチュアとみなされるなどと述べ、このことから本契約はアマチュア契約であったと解され、それゆえ本契約をプロ契約とみなしてZによる債務不履行を主張したクラブBの申立ては認められないとした。

もっとも、その後のDRCの判例では、争われた契約をプロ契約であるとみなした裁定が多く見られる。例えば、DRCは、2005年2月4日の裁定<sup>46)</sup>において、当時16歳の選手CとクラブBが締結した「プロ候補生契約」(aspirant contract)につき、本契約は①選手Cの居住費および教育費(第6条)、②選手Cの両親が負担した費用の補償金として総額15,240ユーロ(第7条)、ならびに③選手Cの両親が同選手を訪れた際の旅費および滞在費(第8条)の支払義務をクラブBに課しており、このうちとりわけ第7条にいう金銭はかなりの高額であって、アマチュア選手とクラブの関係で通常発生する支払義務とはいえないため、本契約は「ノンアマチュア契約」とみなされるとした。

また、DRCは、2006年8月17日の裁定<sup>47)</sup>において、当時16歳の選手ZとクラブYが締結した「奨学金契約」(scholarship agreement)につき、本契約によりZは、クラブYから、初めのシーズンに月額約500ユーロ、翌シーズンに月額約560ユーロ、最後のシーズンに月額約710ユーロを受け取る権利を有することとなったが、これらの報酬はRSTP第2条にいう費用を上回っていること、加えてZはクラブYから旅費も支給されていることに鑑みれば、本契約は「ノンアマチュア」契約とみなさなければならない、と述べている。

さらに、DRCは、2013年8月30日の裁定<sup>48)</sup>において、当時18歳の選手Sが2012年1月にクラブMと「研修生契約」(contrat de stagiaire)を締結し、その結果SがクラブMに「ノンアマチュア」として登録されたという事案につき、

46) DRC 4 February 2005, no. 25633b.

47) DRC 17 August 2006, no. 86137.

48) DRC 30 August 2013, no. 08131673.

①2010年および2012年発効のRSTPの第2条1項、および同規定に関するDRCの判例に鑑みれば、「研修生契約」を締結したSはプロ選手とみなされる。②同規定によれば、組織化されたサッカーに参加する選手はアマチュアまたはプロのいずれかであることに鑑みれば、「ノンアマチュア」はプロ選手であるとみなされなければならないと述べて、結論としてクラブMにおけるSの地位はプロ選手であったと判示している。

その後の2014年2月27日の裁定<sup>49)</sup>においても、DRCは、当時22歳の選手RとB国のクラブCが締結した「奨学金契約」(scholarship contract)につき、確かに同契約の写しにはRがアマチュア選手であることが記載されていたが、①本契約に基づきRが受け取ることとなっていた月額400ユーロは、B国における選手のサッカー活動によって発生する費用を賄うには十分な金額である。②月額400ユーロ、つまり年額4,800ユーロの報酬を得ているサッカー選手は、B国サッカー協会の規則およびB国の法律に照らしても「ノンアマチュア」の地位を有しているといえる。③本契約はRが23歳になる5ヶ月前に締結されたが、その時点でRは既にクラブCのファーストチームが参加した41試合のオフィシャルマッチのうち34試合に出場していたなどと述べて、結論としてRは本契約締結時点で既にプロ選手であったと判示した。

### 3.2 「報酬」の基準の内容

FIFAは、プロ選手の報酬につき、RSTP第2条2項において「自己のサッカー活動の対価として当該選手が実際に被る費用を上回る支払」とするのみで、その具体的な金額についてはなんら規定していない。実際にFIFAは、「選手がプロとみなされるために支払わなければならない金額について、世界的な数字を設定することは不可能である」ことを認めている<sup>50)</sup>。そのため、CASおよびDRCにおいて選手の報酬額とその地位との関係が問題とされてきた<sup>51)</sup>。

---

49) DRC 27 February 2014, no. 02142877a.

50) FIFA Commentary on the RSTP (Edition 2021), p. 22.

51) See FIFA Commentary on the RSTP (Edition 2021), p. 22; Frans de Weger, *supra* note 8, p. 359.



以下では、とりわけ、①報酬が「僅かな賃金」（meager wage）であった場合、および②報酬がその国の「最低賃金」（minimum wage）であった場合の当該選手の地位をめぐる CAS の判断、ならびに③選手の地位の判断基準とされた報酬額的具体例を取り上げ、これを分析することにする。

(1) 「僅かな」報酬であってもプロ選手であるとみなした CAS の 2006 年 7 月 13 日の仲裁判断

選手がクラブから報酬を受け取っているがその金額が「僅か」である場合にも、当該選手は「プロ選手」とみなされうかが問題となる。この点につき、CAS は、例えば 2006 年 7 月 13 日の仲裁判断<sup>52)</sup>において、たとえ選手の報酬が「僅か」であり生計を立てるのに不十分であったとしても、同選手がこの報酬以外に有給休暇や傷病手当を受け取っている場合には、同選手はプロとみなされうると解している。

(a) 事件の概要

本件で、オランダ国籍を有する 1983 年 6 月 16 日生まれのザルコ・グラボヴァチ (Zarko Grabovac) は、6 歳から 16 歳まで、オランダのクラブである JVC クアイク (JVC Cuijk) にアマチュア選手としてプレーしていた。翌 2000/2001 年シーズン、グラボヴァチは同国のクラブである「Top Oss」にアマチュア選手として登録され、育成を受けると同時に公式戦でもプレーしていた。翌 2001/2002 年シーズン、同選手はベルギーの 2 部リーグに所属していた「KSK ロンセ」(KSK Ronse) とアマチュア契約を締結したが、翌 2002/2003 年シーズンは Top Oss に戻りアマチュア登録された。翌 2003/2004 年シーズンも、グラボヴァチは Top Oss に登録されたが、同シーズンの夏に重大な膝の怪我を負い、残りのシーズンを棒に振ると、その後 Top Oss に戻ることはなかった。また、

---

52) CAS 2006/A/1027 *Blackpool F.C. v. Club Top Oss*, Award of 13 July 2006. さらに、see CAS 2015/A/4148 & 4149 & 4150 *Sheffield Wednesday FC v. Louletano Desportos Clube & Internacional Clube de Almancil & Associação Académica de Coimbra*, Award of 17 February 2016, para. 78.

この怪我の間、グラボヴァチは Top Oss からいかなる補償金も受け取っておらず、Top Oss からプロ契約のオファーを受けることは一度もなかった。その後グラボヴァチは、2004年6月から12月までオランダの3部リーグのクラブである「Geldrop/AEK」でアマチュア選手としてプレーしたが、その際の両者の契約に関して以下の三点が確認されている。

- ① Geldrop/AEK はアマチュアのクラブであり、それゆえ同クラブは、オランダサッカー協会（Royal Netherlands Football Association (KNVB)）の規則に従えば、選手と労働契約を締結することができない。試合に勝利または引き分けた場合のボーナスの支払も許されていない。本件で、Geldrop/AEK はグラボヴァチにそのような支払を行ったことはない。
- ② グラボヴァチと Geldrop/AEK は、グラボヴァチの住居からヒェルドロップまでの交通費の支払に関する口頭での合意のみをしている。この種の支払は KNVB によって認められている。
- ③ グラボヴァチと Geldrop/AEK との間で書面による契約書が作成されたことはない。

ただし、実際にはグラボヴァチは、試合に勝利または引き分けた場合に、Geldrop/AEK から若干のボーナスを受け取っていたという。その後、グラボヴァチは、2005年1月14日に、イングランドの3部リーグに所属していたプロクラブであるブラックプール FC（Blackpool Football Club）と「ノンアマチュア」として選手契約を締結した。しかしながら、同年3月10日、ブラックプール FC はグラボヴァチに対して、同選手が同クラブに渡した情報をもとに同選手にオファーをしたがその後当該情報に誤りがあることが明らかとなったため契約を解除する以外の選択肢がなくなった、という内容の信書を送付した。これを受けて、グラボヴァチは、2005年3月14日にブラックプール FC でのプレーを断念しオランダに戻ると、同年7月1日には同国のクラブであるフォルトゥナ・シッタート（Fortuna Sittard）にアマチュア選手として登録された。

こうしたなか、Top Oss は、2005年5月19日に DRC を介して、ブラックプー

ル FC に対して総額135,000ユーロのトレーニングコンベンションを請求した。これに対して DRC が、同年11月23日の裁定において Top Oss の主張を認めたため、ブラックプール FC は CAS に提訴した。その際、両当事者はそれぞれ以下のように主張する。すなわち、一方でブラックプール FC は、①たとえグラボヴァチが同クラブとノンアマチュア契約を締結したとしても、同選手は実際にはアマチュア選手としてプレーしていた。②グラボヴァチがノンアマチュアとして登録されていたという事実は、同選手がプロであるというための決定的な根拠とはならず、同選手が従事していた状況こそが同選手の実際の地位を決定付けるべきである。③ブラックプール FC は、グラボヴァチに対して、週給100ポンドおよび居住費のみを保証したにすぎず、また、同選手が受け取る権利を有していたボーナスも、移籍元クラブである Geldrop/AEK が支払っていた金額とほぼ同じである。④それゆえ、グラボヴァチは、ブラックプール FC の支配下にいた間はアマチュア選手とみなされるべきである。⑤もしグラボヴァチがノンアマチュアとみなされるのであれば、Geldrop/AEK が同選手に支払っていたボーナスの金額に鑑みて同選手は当時もノンアマチュアであったとみなされるべきであり、それゆえ本件移籍に際してトレーニングコンベンションは発生しない、と主張した。他方で Top Oss は、①グラボヴァチがブラックプール FC に登録されていた間、同選手は基本給、宿泊費および出場給（appearance payments）を得ていたのであるから、同選手は2001年 RSTP 第2条にいうノンアマチュアに該当する。②グラボヴァチ自身も、ブラックプール FC と初めてのプロ契約を締結したことを公言している。③KNVB が発行した ITC がグラボヴァチをアマチュア選手と認定していることから、同選手が Geldrop/AEK に登録されていた間にアマチュア選手であったことは明白である、と主張した。

(b) CAS の仲裁判断

CAS は、2006年7月13日の仲裁判断において、グラボヴァチは、一方でブラックプール FC に登録されていた期間はノンアマチュア選手であり、他方で Geldrop/AEK に登録されていた期間はアマチュア選手であるとみなすことがで

きるとして、結論としてブラックプール FC に対して90,000ユーロのトレーニングコンペンセーションおよび年5%の利息の支払を命じた。

その理由につき、CAS は、前者につき、①ブラックプール FC と同選手の間には雇用者／被用者の関係があったことは明らかである。②この雇用契約に基づき、同選手はブラックプール FC のために排他的にサービスを提供することに同意し、その対価として同選手は、週給に加えて、出場給、有給休暇、一定期間の傷病手当（disability benefits）、および宿泊費を取得する権利を有していた。③これらの報酬は、明らかに RSTP 第2条2項にいう費用を上回るものである。④ブラックプール FC は支払われた報酬で選手が生計を立てるには不十分であったと主張するが、FIFA のレギュレーションは「最低賃金」を規定していない。⑤また、たとえ同選手が「僅かな賃金」のためにサービスを提供することに合意したとしても、依然として同選手をノンアマチュアとみることは可能である（CAS 2005/A/838）、などと判示した。

さらに後者につき、CAS は、①ブラックプール FC は、グラボヴァチが同クラブから受け取った報酬額は、同選手がアマチュアとして登録されていた Geldrop/AEK から得ていた報酬とほとんど変わらず、それに加えて同選手は Geldrop/AEK から旅費や、100ユーロもしくは50ユーロの現金ボーナスまで得ていたのであるから、同選手はブラックプール FC に移籍する以前にすでにノンアマチュアであったと主張する。しかしながら、ブラックプール FC との契約とは異なり、同選手と Geldrop/AEK との間には書面による契約が存在しておらず、さらに、現金ボーナスについても両者の間で合意があったわけではないから、同選手のブラックプール FC における地位と Geldrop/AEK における地位とを比較することは出来ない。②ブラックプール FC と Geldrop/AEK との間にも口頭による合意しか存在しておらず、このことも、プロ選手に対して書面による契約を要件としている RSTP の規定と矛盾するものである。③同選手が Geldrop/AEK に登録されていた期間、サッカー活動以外の職業やプロ活動に従事することを妨げるものは何もなかった、などと判示した。

(2) 「最低賃金」であってもプロ選手であるとみなした CAS の2010年 8月16日の仲裁判断

さらに、CAS は、2010年 8月16日の仲裁判断<sup>53)</sup>において、選手の報酬がその国の「最低賃金」であったとしても、選手の地位は、報酬以外の手当や給付など、契約の内容に照らして判断されなければならない、とする<sup>54)</sup>。

(a) 事件の概要

本件で、トルコ国籍を有する1990年生まれのサッカー選手 T は、2002年 7月10日に、ドイツのプロクラブであるアーヘン（Aachener TSV Alemannia F.C.）にアマチュア選手として登録され、2007年 6月27日まで在籍した。同日、アーヘンは T に対して、トルコのプロクラブであるガラタサライ（Galatasaray A.S）への移籍のために「リリースレター」（Release Letter）を発行し、その後2008年 1月21日に、ガラタサライと T の間で、「プロサッカー契約」（“Professional Football Contract”）が締結された。同契約書には、「プロサッカー選手をリクルートするクラブ間で締結された、プロサッカー選手型契約」（“a professional football player type contract to be made between clubs recruiting professional football players”）と表記されており、その契約期間は2008年 1月21日から2010年 5月31日までとなっていた。また、同契約は、報酬について「月給：最低賃金」（Monthly Salary: Minimum Salary）と規定していたが、この最低賃金とは、トルコの法律の下でトルコ国内の平均的な被用者が月に受け取ることのできる最低賃金をいい、その金額は666リラ（約315ユーロ）であるという。

この契約に伴い、アーヘンは、2008年 8月 4日に総額180,000ユーロのトレーニングコンペンセーションをガラタサライに請求した。しかしながら、ガラタサライは、①アーヘンは T に対して雇用契約のオファーをするのを怠っていたため、T はガラタサライと自由に契約可能であった。②アーヘンは T を、

---

53) CAS 2010/A/2069 *Galatasaray A.S. v. Aachener TSV Alemannia F.C.*, Award of 16 August 2010. さらに、see CAS 2016/A/4597 *SC FC Steaua Bucuresti v. FC Internazionale Milano SpA*, Award of 15 February 2017, para. 45.

54) See FIFA Commentary on the RSTP (Edition 2021), p. 22.

ガラタサライとプロ契約を締結できるほどのレベルにまで育成してはいない。③ガラタサライがTに支払ってきた報酬はトルコにおける最低賃金であり、それゆえTをプロ選手とみなすことはできない。④Tは、ガラタサライにおいて、Aチームないし公式戦で育成されたことはなく、2007/2008年シーズンに「U18ユースリーグ」の5試合のうち計90分間と、2008/2009年シーズンにU19リーグ (PAF League) の3試合のうち計79分プレーしたにすぎない。とりわけ、「U18ユースリーグ」については、確かにプロもアマチュアも参加可能ではあるが、ガラタサライは同リーグをアマチュアの大会であると位置付けていた。⑤ガラタサライは、Tに対して育成を継続する機会を与えるために同選手と契約を締結した。⑥アーヘンが発行した「リリースター」は、トレーニングコンペンセーションを支払う義務が生じることなくTが自由に新しい移籍先クラブと契約を締結できる旨を規定していたと主張して、トレーニングコンペンセーションの支払を拒否した。

これに対して、アーヘンは、①Tを放出したのは同選手が移籍を望んだからである。②Tがガラタサライのユースチームで数試合プレーしたというガラタサライの主張は重要ではない。本件での主たる問題は、Tがガラタサライと初めてのノンアマチュア契約を締結したことである、と反論した。最終的にDRCは、2009年9月17日の裁定において、アーヘンの主張を一部認め、ガラタサライに対して150,000ユーロのトレーニングコンペンセーションの支払を命じたため、ガラタサライはCASに提訴した。

#### (b) CASの仲裁判断

CASは、2010年8月16日の仲裁判断において、結論としてDRCの上記裁定を支持する決定を下した。その際、CASは、ガラタサライに登録されていた期間にTがプロ選手とみなされるか否かの問題につき、①ガラタサライによれば315ユーロの最低月給はイスタンブールのような都市で生活するには不十分であると主張するが、ガラタサライは、Tが自己のサッカー活動によって被った旅費、宿泊費、治療費等の領収書や伝票を提出しておらず、証拠が不十分である。②加えて、ガラタサライは、トルコの国内法で規定される「最低月

給」によって選手のサッカー関連経費を賄うことができるのか否かについて、なんら立証していない。③ガラタサライがTと締結した契約書が「プロサッカー契約」と表記されていること、および同契約書においてTに対する最低賃金としての月給を規定していることは、Tをプロ選手と結びつける要素となる。④ガラタサライでの登録期間中にTがアマチュアリーグで何試合かプレーしたのみであったという事実は、選手の地位の判断に際して重要とはならない。なぜなら、トルコではプロとして登録された選手でもアマチュアリーグに参加できることは証明されているからであるなどと述べて、結論としてガラタサライはTとプロ契約を締結したとみることができると判示した。

### (3) 具体的な報酬額と選手の地位をめぐるCASおよびDRCの判断

上述のように、CASは、プロ選手の判断基準となる「絶対的な」報酬の金額というものは存在せず、また、たとえ選手の報酬が「僅か」もしくは「最低賃金」であったとしても、契約で合意されているその他の要素を考慮したうえで、依然として同選手をプロ選手とみることは可能であるとする。そこで、具体的にどの程度の報酬であればプロ選手とみなされるかが問題となる。

この点、CASは、上述の2006年7月13日および2010年8月16日の仲裁判断において、イングランドで月給400ポンドの報酬を受けた選手、およびトルコで月給315ユーロの報酬を受けた選手がプロ選手とみなしている。さらに、CASの判例においては、イングランドにおいて月給250ユーロの報酬<sup>55)</sup>や、ブラジルにおいて月給620レアル（2009年当時で約200ユーロ）の報酬<sup>56)</sup>を定めた契約がプロ契約とみなされた例もある。

また、DRCにおいても、例えば、①年6,000ユーロの報酬（DRC 9 January 2009, no. 191126）、②月666ユーロの「最低賃金」（DRC 17 September 2009, no. 99140）、③月500ユーロの報酬（DRC 20 May 2011, no. 5111131c）、④年30,000

55) CAS 2015/A/4148 & 4149 & 4150 *Sheffield Wednesday FC v. Louletano Desportos Clube & Internacional Clube de Almancil & Associação Académica de Coimbra*, Award of 17 February 2016, para. 78.

56) CAS 2009/A/1781 *FK Siad Most v. Clube Esportivo Bento Gonçalves*, Award of 12 October 2009.

ユーロの報酬 (DRC 10 August 2011, no. 8112849) が、それぞれ当該選手のサッカー活動によって実際に被る費用を上回る金額であると判断された事例がある。

#### 4. むすびにかえて

以上のように本稿は、サッカーにおけるプロ (ノンアマチュア) とアマチュアの区分およびその判断基準につき、DRC の裁定と CAS の仲裁判断の分析を中心に検討を行った。ここから明らかとなったことをまとめると以下のようになる。

① FIFA の RSTP によれば、プロ選手の要件は書面による契約および報酬である。2001年発効の RSTP では「報酬」のみがプロ選手の要件とされており、当時の CAS の仲裁判断でも選手の地位は同選手が受け取った報酬によってのみ判断されるとされていたが、2005年発効の RSTP によって上述の二つの要件に変更された。プロとアマチュア以外の第三のカテゴリーについては、FIFA も CAS もこれを否定している。②プロとアマチュアの区分は、従来から、クラブとの契約に基づく選手の権利義務関係の発生だけでなく、しばしばトレーニングコンペンセーションの発生をめぐる問題となってきた。また、DRC および CAS の判例によれば、そのような紛争に際しては選手がプロであるかアマチュアであるかの証明責任は権利を主張する当事者が負うとされる。③選手は RSTP というプロまたはアマチュアの区分に従い各々が所属するサッカー協会に登録されるが、かつての DRC の判例はこの登録が選手の地位をめぐる決定的な判断基準となるとしていた。ただし、2006年以降 DRC は自己の立場を変更し、サッカー協会による選手登録はプロ／アマチュアの区分の基準とはならないとしており、また CAS も原則としてこの DRC と同じ立場に立っている。加えて、CAS は、たとえサッカー協会の登録が国内法に基づきなされたものであっても当該登録は選手の評価につき影響力を及ぼさないとしている。④さらに、DRC の判例によれば、選手証の記載内容および ITC の発行も、当該選手の地位の評価に対する判断基準とはならないと判示している。⑤プロ選手の要件のひとつである「書面による契約」の内実につき、契約書中のプロ／アマチュアの表示の拘束力の問題に加えて、例えば自筆の署名のない契約、約



定損害賠償条項や選手の活動制限を含む契約、契約期間の極端に短い契約、「奨学生」や「プロ候補生」として締結された契約がプロ契約とみなされるか否かの問題、さらには内容の異なる「書面による契約」が複数存在する場合にどちらの契約書が有効であるとみなされるのかといった問題がDRCおよびCASにおいて争われてきた。⑥最後に、RSTPがプロ選手の報酬金額についてなんら規定していないため、実際にどの程度の報酬を受ける選手がプロとみなされるかが個別の事例で争われてきた。

このように、サッカーの領域ではプロ選手の定義、ないしはプロとアマチュアの区別は当該選手だけでなく育成クラブや移籍先クラブにとっても重要な問題であり、それゆえ従来からその判断基準をめぐる激しい議論がなされてきた。日本においても近年多くの選手が国際移籍をし、それゆえ育成クラブによるトレーニングコンペンセーション制度の活用が重要となりつつある現状に鑑みれば、このような議論は日本のサッカー界にとっても重要になると思われるが、日本の個々の事情を踏まえた上での当該問題に関する詳細な検討は今後の研究課題としたい。

（付記）本稿は、令和4年度愛知県立大学学長特別研究費による研究成果の一部である。